

2013-B					
拠出金・基金の名称		国連環境計画アジア太平洋事務所拠出金			
種別		イヤーマーク ノン・イヤーマーク			
【拠出先の国際機関名】 国連環境計画アジア太平洋事務所(UNEP.RPC.AP)					
【所管官庁担当局課・室名】 環境省地球環境局総務課研究調査室					
【当該任意拠出金の目的・用途等】					
<p>アジア太平洋地域は気候変動に脆弱であり、適応対策が喫緊の課題となっている。また、途上国における環境保全活動を支援する多国間基金では、途上国が直接資金にアクセスできるダイレクトアクセスの必要性が認識され、適応基金では当該制度が実施されているが、アジア太平洋地域ではこの制度を利用するための能力が不足している。このため、UNEPアジア太平洋事務所が中心となり、専門家の協力を得て人材育成を行うもの。</p>					
【最近3年間の我が国支払額及びODA率】					
単位	邦貨 (千円)	外貨1 (千ドル)	外貨2	レート	ODA率(%)
平成25年度	24,296	296	-	1米ドル = 82円	100
平成24年度	25,582	316	-	1米ドル = 81円	100
平成23年度	-	-	-	-	-
【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】					
<p>適応基金とは、京都議定書の下に設置された、議定書に加盟する途上国の具体的な適応事業に対して資金支援を行う基金。CDM事業からの収益の一部と附属書I国からの拠出金を資金源としており、我が国からは環境省が2008年の第一回理事会以降2013年まで理事及び理事代理として参加。途上国の実施機関による資金の直接利用(ダイレクトアクセス)を認めている点が大きな特徴であり、本拠出金によるプログラムにより我が国のイニシアティブにて、アジア太平洋諸国が当該制度を活用できるようにし、効果的な気候変動適応策の実践につなげて行くことは、アジア太平洋地域の気候変動における我が国のプレゼンスの拡大のため非常に重要である。</p>					